

小杉礼子 堀有喜衣 [編]

# キャリア教育と 就業支援

フリーター・ニート対策の国際比較

## 第四章 スウェーデンの若者政策

—社会参画政策を中心に—

### 1 新しい若者政策の社会的背景

本章は、一九八〇年代後半に開始された若者のシティズンシップと社会参画を進める動きを、EU（欧洲連合）とスウェーデンの若者政策からみしていく。

現代の若者にみられる大きな特徴は、大人になるために必要な準備が十分できないまま成人に達することである。職業への準備ができないまま、就職の時期を迎ってしまうという問題もそのひとつである。一九七〇年代後半以後、若年者労働市場が逼迫するなかでの社会経験不足という若者自身の状況は、若者が自立するためには致命的な弱点となつた。

アメリカの社会史学者ステファニー・クーンツの言葉を借りれば、役割の喪失という問題はもう

宮本 みち子

八〇年にもわたって論じられているが、特に最近顕著になつてているのは、かつてティーン・エイジヤーたちに生産的で社会的な役割をマスターする道を提供していた多くの仕事が、将来性のない仕事を化してしまつたことにある。そのうえ、青少年時代は以前より長くなつていて、その時期に、家庭においても家庭外においても社会的に必要とされる責任ある仕事を経験する場を失つてしまつたために、職業人として、社会のメンバーとして、自立した地位を築くことが困難なのである（クーンツ）。また、イギリスを代表する青年心理学者、ジョン・コールマンは、現代の青年期の大きな問題は、現代社会で生活するために必要な対人的・社会的スキルを早い時期から十分に学ぶことができないことであると指摘し、新たな「学び」の社会に向かつて、どのように出発すればよいのかを考えることが大きな課題になっているという（コールマン、ヘンドリー）。そして、大人から離れて働き、遊び、結びつき、若者が社会的スキルを修得できる場所をたくさん作ることを真剣に考える必要がある、と提起する。また、若者と大人との関係を、平等な関係性に転換することが必要であり、社会の多くの領域で見られるような年齢による区別をなくすために、いつそう努力する必要があるとする。「年齢による区別をなくす」とは、大人が教師や指導者としてではなく、役割モデルや相談相手として若者とかかわることを意味している。本当に民主的な社会にするためには、大人が誠実で率直になつて若者を集団の過程に参加させ、社会の利益のために協力し合う場を作り出すことが必要であり、そこからいはずれは若者が受け継いで自治をすることになるだろう、というのである。

これらの問い合わせの背景には、若者が全般的に社会への関心を失いアウトサイダー化しているだけでなく、若年労働市場の流動化に伴い不平等化が進み、社会的に排除された若者層が生まれつづるという実態がある。このような状況を踏まえた時、若者の社会的排除に歯止めをかけるために、社会参画を進める方策が重要であると考えられているのである（コールマン、第八章）。近年のEUの若者政策では、若年者雇用政策と若者の社会参画政策が車の両輪の関係にある。そこにはボスト工業化社会における若者観が明確にあり、自立・影響・資源という三つのキーワードが、若者政策の柱となつていている。このような政策の展開過程とその内容をみていくことにしよう。

## 2 若者の意思決定への参画とシティズンシップ政策

青少年・若者を意思決定へ参画させようという政策は、一九八五年の国連世界青年年に登場し、一九八九年に児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）の国連採択で定式化するが、一九九〇年代後半に入ると具体化の段階に入った。大人になる過程での主要な目標は、「自立すること」と明確に認識されるようになつた。そのためには、選択の力、自己決定、参加、そのための情報提供、エンパワーメントなどが不可欠の条件であり、これがシティズンシップ政策を表現するキーワードともなつていている。

二〇〇一年に欧州委員会が著した「若者に関する白書 Commission of the European Communities, 2001」

は、このような潮流を明確に示している。この白書は、現代の若者の特徴をとらえるのに、①若者のライフコースが個人化・多様化していること、②人口構成の少子高齢化によって若年人口比率が縮小していること、③グローバル化時代の若者、という三点に着目して若者政策を提起し、EU加盟国の協力体制を求めたものである。そこには三つの柱がある。

#### (1) 若者の積極的シティズンシップ active citizenship

若者を意思決定のプロセスに参加させること。これを積極的シティズンシップとおさえている。若者の社会的統合をシティズンシップとして位置づけ、社会への参画を大胆に進めようという政策をシティズンシップ政策といふ。そこには、権利の主体としてのシティズンシップから、参画する主体としてのシティズンシップへの転換がある。その際、情報は積極的シティズンシップを育てるために不可欠な条件とされている。若者に公開されるべき情報には、雇用や労働条件、住宅、学習、健康など、広い分野に関する情報と、地域活動計画に関する情報がある。また、情報に対する平等なアクセスの権利が与えられることが重要であると指摘されている。さらに、これら的情報は、内容の点でも比率の点でも若者に関する内容を必ず含んでいること、また、利用者にとって使いやすく、わかりやすいものであることが強調されている。

#### (2) 経験分野の拡大と認識

高学歴社会における若者は、社会経験不足というジレンマをかかえているが、その打開策として、「経験」が強調されている。若者のシティズンシップのセンスは、フォーマル（定型）教育を通して

た理解より、さまざまな領域における体験によって得られている。家族、学校、友人関係、地域での参加経験が、よりフォーマルな学習（シティズンシップ教育）を補強しているという認識が高まつており、教育や訓練は、従来のような伝統的で定型的な方法に制限されではなく、また、若者の移動性を高めることや、ボランティア活動などの新しい分野を開拓し、教育と訓練の政策にこれらをつなぐことに優先順位を置くべきであると提起されている。

#### (3) 若者の自律 autonomy を促す

若者にとって自律性は極めて重要な要求である。自律性は自分が利用できる資源、とくにお金や住宅や生活物資などの物的資源によつてもたらされる。それゆえ収入の問題は決定的である。若者の生活は、雇用や生活保障、労働市場政策をはじめ、住宅や交通に関する政策からも影響を受ける。これらはすべて若者の自律を促すために必要なものであり、彼らの視点や興味を考慮に入れながら開発していくべきである。したがつて、若者政策は特定分野に限定されたものではなく、若者の生活を支える全体論的（ホリスティック）なアプローチである。なかでも物的資源が強調されている点に移行政策の特徴がある。

### 3 普遍的若者政策への歩み

〇年代末に現在の若者政策の枠組みを完成させた。なおここで若者政策というのは、異なる領域にある若者に影響を及ぼす社会的決定や法規の集合体をさしている。

EU諸国の青年政策の中核には、若年者雇用対策があるが、スウェーデンの若年労働市場プログラムは、若者を雇用に就けることを最優先する「労働市場志向アプローチ」から、若者の人間発達を最優先する「若者政策アプローチ」へと転換したといわれている。ワークフェア（労働福祉）政策をとりながらも、力点がイギリスなどとは異なっている。この転換は、スウェーデンにおける若者政策の確立と無関係ではない。しかし、EU諸国に共通しているのは、過去の若者政策が各セクターの個別のものであったのに対して、近年の若者政策は領域を越えた包摂性を重視している点である。そこでまず、若者政策を概観したのち若者政策アプローチへと転換した背景をさぐることにする。

### 3-1 若者政策の歴史

一〇世紀初頭の若者を対象とする政策は、学校教育制度と余暇活動に関連するものが中心であつた。この時期の若者政策は、すべての若者に社会活動とスポーツ活動を通して、意味のある余暇時間を与えることに重点があつた。もともとスウェーデンでは、一九世紀末に広範な組織的社會活動が勢ぞろいした。非政府組織または団体活動、教会から、切手収集、体操クラブ、田舎の地域組織、政治組織など、あらゆる種類の組織活動であつた。これらは“組織化”という点に特徴があつた。

つまり社会活動は、「組織活動 organizational activities」という特徴をもつてゐる。現在、九〇%の国民がなんらかの協会あるいは組織のメンバーである。現在でも、スウェーデンでは労働組合への加入と並んで体操クラブへの加入率がもつとも高いことに、特徴がある。

工業化時代に入ると、子どもを社会化するという家族の機能は弱体化し、外部化し、それだけ社会の責任が重くなつた。子どもの成長のためには、親だけでなく他の大人たちの協力が必要だつたが、実際にはその力は弱体化し、それにかわって、ボランタリー・セクター・専門機関、あるいは大衆文化がより重要な役割を果たすようになつた。

一九六〇年代末、これまで分断されていた若者政策は包括的若者政策へと転じたが、これは北欧諸国に共通する動きであつた。その背景には、現代の青少年・若者が立脚地を失い、社会とのつながりを持たなくなつていているという状況があり、若者が、学校・仕事・家庭・余暇の分断された世界のなかを行つたり来たりしていに過ぎなくなつていてに警鐘が鳴らされた。

一九七〇年には、全国青年委員会が省庁レベルの母体となり、六年後には正式機関となつた。これを中心に若者問題の検討が続き、その成果は、一九八一年に、「売るためでなく(NOT FOR SALE)」と題する報告書に結実した。これは、その後の若者政策の基礎を成す金字塔といわれている。

一九八五年の国際青年年のテーマを受けて、スウェーデンではとくに若者の「参加と影響」に関する取り組みが展開した。この国際青年年は、若者に関係する諸問題に対する政府のより積極的な取り組みの出発点となつた。一九八六年、青年大臣が任命され、若者関連問題に対する特別の責

任を与えられた。一九八九年、全国青年委員会は若者の参加と影響力を高めるためにはどうしたらよいかを検討する任務を負った。この会議から提出された最終報告書には、若者の参加と影響力を高めるために、あらゆる領域でやるべき膨大な提案が記載されている。その中でつぎの三点が最も重要性の高いものであった。一つ目は、政策上の意思決定における若者の影響力を強めるために、若者がもっと容易に政策にアクセスできることと、政策をもっと明確に示すという点であった。二つ目は、政策上の意思決定を地域レベルで行なうことが、若者の意思決定への参画には重要であるという点であった。三つ目は、セクターによって考える」とをやめ、意思決定の分権化を進めることが必要だという点であった。このような指摘は、それまでの一〇年間の議論を踏まえたものであった。

### 3-2 一九九〇年代の若者の実態と政策の対応

ここで若者の社会的・文化的活動の実態についてみておこう。一九七〇年代後半以降、若者の組織離れ、政治離れが進んだ。他の先進国と同じように、若者は序列的でフォーマルな組織を嫌うようになり、また思想的・政治的問題にかかるより、有期限のプロジェクト方式の仕事の仕方や自分自身のことに関わっていることを好む傾向がみられるようになった。そのため、従来の若者観によつて若者を統合することが困難になつた。このような変化から、青少年を対象とする各種のプログラムの力点は変化せざるをえなかつた。若者が大人の世界へ適応し、余暇活動の可能性を広げ、

影響力を高めるよう支援するとともに、親の世代などとうまくやつていくことを支援する方向へと転換したのである。それに加えて、ドラッグ使用を防止することに力点が置かれるようになった。これまで若者のポップカルチャーに批判的だった政府は、一九八〇年代末から、認識と態度を変えるようになつた。中央・地方政府は、余暇活動への明確な出発点としてポップカルチャーを受け入れるようになつた。地方自治体の余暇・文化への予算は一九九〇年代以降、大幅にカットされ始めたが、多くの自治体は若者の活動費を犠牲にしても守ろうとした。また、多くの自治体は若者が日常生活に対するより大きな影響力をもつことに力を注いだ (National Board for Youth Affairs, 1996)。

一九九〇年代に入ると、若者には新たな特徴がみられるようになつた。それはつぎの八点にまとめることができる。①成人期への移行が長期化している、②教育への要求が一層高まっている、③学校から仕事への移行が長期化している、④市場経済の悪化とともに雇用・所得上の悪化がみられる、⑤精神的健康が悪化している、⑥政治参加が減少している、⑦若者集団内部の社会的格差が拡大している、⑧晩産化と出生率の低下が進んでいる。これらの特徴を踏まえた時、若者政策は成人期への移行の問題として、全体論的（ホリスティック）なアプローチを必要としていた。

一九九四年に第一次若者政策法が成立し、それにともなつて国立青年業務庁 (National Board for Youth Affairs) が設置された。さらに一九九八年に第二次若者政策法が成立した。第一次若者政策法では、若者政策の基本が次のように定められている。①各分野の法規は、若者

の状況を包括的に見ること、②若者自身の視点を土台におくこと、③一人前になつて自己決定できるようになるための良好な条件が若者に与えられること、④若者の責任、共感、参加、影響といったものを伸ばすための社会的努力が払われる」と、⑤これらを推進するために、公的機関は協力して事にあたること、その際、NGOが優先されなければならないこと、の八点である。このように、一九九〇年代の半ば以後の若者政策は、これまでにも増して「民主主義」と「影響力」に焦点を当てるようになった。それ以前の青少年プログラムとの大きな違いはこの点にあった。

一九九五年に開催されたEUのルクセンブルグ・サミットで、自国の若者政策に関してそれぞれの国が自主的に国際評価を進めることができた。各国はレポートを提出し、国際評価のプロセスを踏むことになった。このレポートに盛り込むことが決められた項目は、各國の若者政策の、①目標、②一般的な政策の方向、③遂行すべき措置、④関連統計、の四点である。国際間で評価するのではなく、自國以外の視点を通すことによって一層の発展を図ることが期待されたからである。一九九七年にフィンランドの若者政策を対象に初めての国際評価が行なわれ、一九九八年にはオランダ、その翌年春はスペイン、秋はスウェーデンと続いた。国際評価のために、歐州青年促進委員会（CODEJ）は、複数の国にまたがった国際評価委員会を指名した。指名されたのは、CODEJ代表で青年問題を担当する行政代表、三人の研究者、歐州の国立青年組織から一人の計五名である。評価委員会はカントリー・レポートによつて若者政策の分析評価を行ない、また、委員は評価対象国を訪問して、情報を集めた。

#### 4 —— 若者政策の特徴とその構成

一九九九年のスウェーデン若者政策レポート（National Report on Youth Policy, 1999）は、この評価委員会に提出されたもので、国立青年業務庁がとりまとめたものである。

一九九〇年代以降のスウェーデンの若者政策の内容とその特徴をみていく。一九九九年のユースレポートには、三つの大目標が掲げられている。

第一の目標は「自立」であり、青年期の到達目標とされている。また、国家と社会はそれを支援する必要があるとされている。具体的な課題としては、大人になる過程において、若者が学校から仕事へと移行することができ、親との同居から自分自身の家庭を作ることができるように道筋を与えることが必要で、それを「自立」の目標とする考え方である。

第二の目標は、「現在および将来において若者がメンバーとして社会に参画し影響力（発言する機会と決定への参画）をもつこと」で、これが社会の目標として定められている。参画とは、若者を状況に適応させるだけを意味しない。影響を与える何のチャンスもない、名ばかりの方法であつてはならないと指摘されている（National Board for Youth Affairs, 1996）。

第三の目標は、「若者のコミットメント、創造性、批判的思考力を社会は資源として生かさなければならぬ」ことである。

表4-1 2001年から2003年の若者政策の目標

<b>A 自立</b>
1 2001年から2003年の期間中に、高校課程を完全に修得して卒業する者の数を増加させる。
2 同期間中に、各年齢層の少なくとも50%が、遅くとも25歳に達する前に高等教育を受け始めるようにする。
3 同期間中に、25歳未満の失業青年のうち、定職か、適切な教育・訓練か、その他の就職志向型活動または創造性のある活動に参加する割合を高める。
4 同期間中に、15歳から18歳まで、夏期に少なくとも3週間、職業実習機会を与えられる若者の割合を高める。
同期間中に、さまざまな企業形態に前向きな姿勢を示し、企業の業務内容等について知識をもつ若者を増やす。
<b>B 参加</b>
1 2001年から2003年の期間中に、形式上も实际上も学校で重要な役割を果たすことができると感じる生徒の数を増やす。
2 同期間中に、若者と意思決定者の対話ができるような適当な仕組みを備えた自治体を増やす。
3 同期間中に、非政府機関で活動する若者の割合を高める。
<b>C 資源</b>
1 2001年から2003年の期間中に、青年男女によって設立される企業の割合を高める。
2 同期間中に、各種政府委員会等に占める青年男女の割合を高める。
3 同期間中に、地方レベルの意思決定機関に占める青年男女の割合を高める。

若者政策は主に、教育政策、労働市場政策、余暇政策、社会政策、住宅政策の五つの柱からなっている。これらに共通する力点は、①成人期への移行を促進する、②積極的シティズンシップを活性化する、③若者の生活条件に関する情報を収集する、④公的活動あるいは政策の調整を果たすことにある。若者政策の担い手は、政策立案者、ユース・ワーカー、青年リーダー、若者自身である。また組織でいうと、国レベルでは政府機関、地方レベルでは地方自治体とNGOがある。国レベルは政府内の調整・分析を行ない、地域レベルは、若者支援と事後検証をするという水平分担、そして青年のNGOへの支援、国際青年交換、プロジェクトの展開支援という垂直関係の協力関係を作っている。

一九九九年の制定後、二〇〇一年には三つの目標、三二の下位目標が決定された。三つの目標である自立、参加、資源の下位目標に関しては、二〇〇一年から二〇〇三年の三年間の目標が表4-1のように設定されている。

このように三目標、三二の下位目標を掲げ、国と地方自治体はそれぞれの責任を負っている。まず国の関連機関は、下位目標に関する年次事後点検を行ない、結果の分析とすぐれた事例の公表を行なっている。また四年に一回詳細な分析、地域レベルでの事後点検への支援という責任を果たす。一方、地方は積極的に事後点検を実施することになっている。

このような若者政策には二つの重要な傾向があると思われる。一つ目は、レジャー・文化より、若者の生活条件と成人期への着地のチャンスが、政策の全面に出てきて、仕事、住宅、生活費の領

域への関心がより高まっていることである。二つ目は、若者政策の制定とその内容に対する関心が高まっていることである。この傾向は、スウェーデンだけでなく他のEU諸国でも同様に報告されている。

若者を扱うセクターの変化にも特徴がある。二〇年前まで、若者を扱う場合は、学校、仕事、組織活動の三つに区分されていたが、一九九〇年代になるとこのような伝統的セクターの境界を超えて、新しい区分で若者を扱うようになったのである。とくに、近年では学校に通わず、仕事にも就いていない若者が高い割合を占めるようになっているため、地方自治体では従来のセクターを超えて、多くのプログラムを運営するようになつた。そこでは、若者問題に関係する学校教育、社会福祉サービス、労働市場などのセクターをまたがるプロジェクト方式が採用されている。さらに、個人生活と社会生活の両面において、若者を社会へと統合するという目標は伝統的にあつたが、それが近年より一層重要性をもつようになつてきたのである。また、より全体論的なアプローチをとるようになつたことが特徴である。

## 5 若者の意思決定への参画を進める実践

### 5-1 ヨンショーピン・コミニーンの若者政策の制定と実践の過程 スウェーデンにおける一九九〇年代の若者政策を、国のレベルでみてきたわけだが、国の若者政

策と連動しながら、地方自治体は独自の若者政策を策定し、実現に向けて動いてきた。このような動向の中でも優れた事例として、ヨンショーピン・コミニーンをとりあげてみよう。

ヨンショーピン・コミニーンは、ストックホルム南方三〇〇kmにある、人口一〇万人の地方都市である。このコミニーンは、一九七五年という早い時期に青少年・若者に関する明確な政策を確立し、官民の諸機関が緊密な協力関係のもとに実践を進めてきた。一九九五年に、国連の児童憲章を若者政策の中軸に据える大幅な改訂作業が開始され、一九九六年の秋に行動計画が策定された。このような長期にわたるプロジェクトは、国立青年業務庁によって、「すぐれた実践」として選ばれた。自立・参加・資源という若者政策の理念は、行動計画策定過程から徹底して実践され、子ども・若者の声を聞く活動が広範囲で繰り広げられた。また、行動計画を具体化する仕事が中学生以上の子ども・若者に委ねられた。この過程を追つてみよう。

一九九五年、国連の児童憲章を具体化する方向で、若者行動計画の策定作業が開始された。策定作業方法の検討を委ねられたプロジェクト・チームは、「子どもと若者にインタビューを行なうこと」を提案した。それに従つて、地域の活動グループは、情報収集に乗り出すとともに、「子どもと若者のグループと接触し、「あなたにとって社会のなかで一番重要なものは何ですか」と質問する活動を開始した。対象は、プレスクール、小中高校、青年リクレーションセンター、青年委員会、地域青年フォーラムの子ども・生徒・若者であり、約一、〇〇〇名を対象にインタビューが実施された。その回答から、彼らの意見、アイディア、提案、好みを汲みつくす努力がなされた。

この作業から、プロジェクト・グループは行動計画の主な目的を七点にまとめた。①安全であること、②参加と責任と影響力、③余暇と文化とアミューズメント、④共生、⑤環境、⑥住居、⑦コミュニケーション、である。これに関する諮問が各行政部局・委員会に託されたと同時に、議会は、具体的な行動計画を若者自身に作成させるとした。子どもと若者は、上記七つの目的に関して、多くの意見や声明書を提出したが、その過程でそれぞれの年齢段階でコンセンサスを作る努力が、地域の諸機関の協力のもとで繰り広げられた。また、学校では教師と生徒の対話によって検討作業が進められた。なかでも中学生はもっとも重要な段階と位置づけられ、教師と生徒が協力して、すべての行動計画について議論することが要請された。社会科の授業は特に重要な役割を担つた。

一九九六年秋に行動計画案がまとまり、議会で可決された。その後一九九八年冬、最初の評価が行なわれた。その結果、行政当局は行動計画の存在を強く自覚して、実行のための努力をしているという高い評価を受けた。その後、毎年行動計画に関する評価が行なわれている。

行動計画の具体化として、次の取り組みが実行された。①学校民主主義(school democracy)の実行、②町作りへの子どもと若者の参画、③ユース・フォーラムのような形態で、若者を意思決定に参画させる、④すべての部局が業務の目的や対象のなかに、児童憲章の意図を盛り込む。

行動計画が実行に移されて以後、子どもや若者に関する施策の重要性が増し、若者の声が尊重され、意思決定のプロセスに参画して影響力をもつことを当然と考える市民が多くなったと言われている。また、行動計画が規準となつて、各部所、分野で改革が進行し、子どもや若者の影響力が強

くなつてゐるという意味で、若者行動計画は「生きた文書」になつてゐると評価されている。

## 5-2 学校民主主義の取り組み

ヨンショーピン・コムユーンの若者政策はあらゆる分野で実行に移されたが、そのひとつが学校での生徒の参画を進め、彼らの影響力を高めることであった。これを学校民主主義といふ。その具体例を紹介しよう。ヨンショーピン・コムユーンにあるサンダ高校は、若者行動計画を受けて、数年前から、学校評議会において、生徒代表が比率として多数を占めるようになつた。このような学校は、二〇〇四年で全国に約三〇ある。

このような方向性は、スウェーデンの学校教育法で定められている。「生徒は自分たちの教育のありかたに影響を与えることができる」(スウェーデン学校教育法第四章二項)、「教師はすべての生徒が学習の仕方、教育形態、授業の内容に対して、実際に影響力をもつて監督しなければならない」(同二・一)、「授業はそれぞれの生徒の能力と必要に応じたものでなければならぬ」(同一・一)、「教師は生徒とともに授業の評価を行なう」(同二・二)などの条項が、学校民主主義の前提となつてゐる。

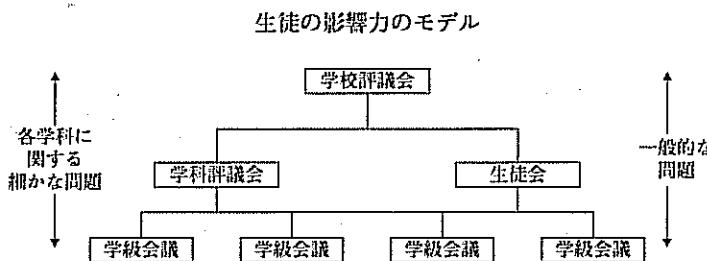
図4-1は、学校民主主義のしくみを表している。学校評議会は学校の最高議決機関で、学校にかかる重要な事項を決定している。予算、学習形態、労働形態から野外活動まで決定する機関である。委員は、校長、生徒代表、教員代表、職員代表から成り立つてゐるが、生徒代表が半数(多

## &lt;学校評議会の議長へのインタビュー&gt;

氏名	ヨハン・サンドクヴィスト (Johan Sandqvist)
役職	サンダ高校の学校評議会議長
活躍	国体で金メダルを二つ、小学校低学年時から生徒会で活躍、生徒代表団体について詳しい
趣味	水泳、自分から音を立てる
好きな言葉	Split a piece of wood and I will be there
将来	知識やスポーツの面で自分を磨く
Q	あなたにとって学校民主主義はどんなものですか？
A	学校における民主主義ということです。授業形態に影響を与えることから、学校のお金がどう使われるかまで、すべてに関わっています。
Q	あなたの学校で学校民主主義がうまく機能するためには何をしていますか？
A	一生懸命に活動しています。学級のレベルで生徒の影響力を強化したいと思っています。
Q	どうしたら教室で生徒がより大きな影響力を持つことができると思いますか？
A	教師が権威的・詰め込み教育タイプの人間だと、教室で生徒が影響力を持つのは難しくなります。そんなときは生徒がうまく状況を把握し、20年前に一般的だった方法とは違ったやり方で学べることを、教師にわかるよう努力することです。
Q	あなたの活動での障害になっていることは何ですか？
A	壁はあちらこちらにあります。教師は昔の組織の中にしがみついているし、学校の指導部は教室から遠く離れたところで生きていることがしばしばです。それから、お金が足りないのがいつも悩みの種です。
Q	学校評議会について聞きたいのですが、学校の財政的な責任を持っているのは校長で、学校の予算の決定を行うのは学校評議会で校長ではない。これは矛盾しませんか？
A	校長が学校評議会に信頼を置いているかぎり、問題になることはありません。お互いを信頼しあうというのは、ほかの場所、たとえばクラスでの教師と生徒の関係においても基本的なことです。教師は生徒が責任を負うということに信頼を置き、生徒は自分が教師から知識を学ぶということに信頼を置かなければならぬと思います。
Q	最後に、学校評議会はどうやって学校に関わる者すべてを代表することができますか？
A	クラスや職員室で決まった事柄を学校評議会が支持することが大切です。テーマが十分に関心を引きそうなことなら、学校の誰もが関心を持つようになります。誰でも、学校での日々の生活に関わる問題の議論に参加できなければ、影響力を与えることに対する興味は育たないと思います。

出所 パンフレット「サンダ高校学校民主主義」

図4-1 学校民主主義のしくみ



数派(スウェーデン語で「スカウト」)を占めている。学校民主主義のもうひとつの場は教室であり、授業に対して生徒が影響力をもつことの重要性が認識されている。生徒委員会は生徒の最高組織で、生徒の学校生活の諸般を決めている。クラスからは二名の委員が生徒委員会に出席する。学校の生徒会は、他の学外生徒会とともに、ヨンショーピン生徒会連合会をもっている。町の中心地には、この連合会の事務所がある。

サンダ高校の学校民主主義に関して、生徒がどのように認識しているかを知る資料として、つきのインタビューを紹介しておこう。

**5-3 町づくりへの若者の参画**

学校における生徒の参画が進められている一方、地域では若者行動計画に基づいて、町作りに子どもや若者を参画させる実践が展開している。市街地の公共交通、駐車場、街灯などの改善に関して、子どもや若者の意見を聴取したり、進行中の再開発計画への参画を進めている。参画を進めるにあたって重要なことがいく

つか指摘されている。大人が若者に約束したことは実現するというスタンスに立つことが重要であり、言わせっぱなしにしないことが、その後の関心の持続、参画しようという意欲を持続させる条件である。また、意思決定への参画を促すため、若者たちに情報を与えることが重要であるという。

学校民主主義、町づくりの事例とも、地方自治体、政策立案者、政治家、ユース・ワーカー、学校等のパートナーシップが必要で、若者政策の実現に向けて、地域の諸機関が連携することが重要であると指摘されている。ヨンショーピン・コミュニケーションは、そのような連携体制を長年の間に作ってきたのである。

#### 5—4 若者の手で、若者のために——全国青年組織協議会の例

スウェーデンの若者政策は、若者の力を強化し、社会のメンバーとして行動し発言し、影響力をもつた存在にすることに力点が置かれている。そのためには、大人が子どもや若者に働きかけるだけではなく、若者自身が力をつけて、若者のために活動する主体となることが必要である。それを表現するスローガンは、「若者の手で、若者のために by the youth, for the youth」である。そのような活動の例として、スウェーデン全国青年組織協議会（LSU）をとりあげよう。

LSUは、一九四七年に設立された、全国の青年組織を束ねる非政府組織（NGO）で、三〇歳以下の四〇名の若者によって運営されている。運営費は国の助成金であるが、「プロジェクト」として助成金を獲得して維持されている。以前は国際的な問題を扱っていたが、一九七〇年代以後、青年

組織に若者が参加しなくなるという危機に直面するなかで、国内問題に比重を移すようになった。

傘下の青年組織は、政治、文化、スポーツその他、あらゆるタイプにおよんでいる。LSUの使命は、これらの青年組織が活発に活動できるように、体験の共有と相互学習のためのミーティング・サポートであることと、研修・相談・情報提供を通して、参加メンバーの力をつけることである。また、若者の社会的影響力を増すための対外的活動をしている。

LSUの活動は、スウェーデンの若者政策を反映しており、スタッフが明確に認識していることは印象深い。国の政治に対して若者の意見を反映させるための活動は LSU の重要な使命である。「若者の参加」に関して、LSU のスタッフは、つぎのように表現している。「若者の参画を、単に若者用に席をあけるという意味でとらえるなり、それは単に見世物としての参画にすぎない。若者が参加する権利はあっても影響力をもつていなければ、実際の力を与えないからだ」。重要なことは、「参加するための席を与えるだけでなく、社会に対する若者の影響力をもたらすことだ」。議員選挙では「たくさんの中の候補者が当選するが、多くがそこを去ってしまう。なぜなら、彼ら自身では影響を及ぼせないと考えるからだ」。

若者の力をつけるための研修は、LSU の重要な任務と位置づけられている。「社会のなかで積極的な活動をするために、私たちはお互いにお互いを教えあっている」という。若者の力をつけるための教育・学習に関しては、フォーマル教育だけでなく、インフォーマル教育（非定型教育＝無意識的教育機能）の重要性が指摘されている。とくに、子どもの頭からの組織体験活動が、どのよ

うな種類のものであれ、自立のための重要な学習の場になると指摘されている。このような成長過程の経験を土台に、成長後のインフォーマルな実地経験・学習が、若者をエンパワーメントするというのである。

## 6 — 包括的若者政策とシティズンシップ

スウェーデンでは、若者の失業問題の発生を機に、若者に対する包括的な生活支援の必要が論じられ、九〇年代後半になると、就労支援にとどまらず、教育や住宅、社会保障、社会参画など、トータルな視点から、若者の生活の安定と成人期への移行を支援する包括的な移行政策へと、発展したことを見てきた。スウェーデンをはじめEUの若者政策は、成人期への移行に対する公的責任を形にしたものであり、そのためには若者の社会への参画を大胆に進めることが必要であるという前提を立てるものとみることができる。そこには若者の社会的包摂 (social inclusion) を進め、社会的排除 (social exclusion) を防止することが意図されている。

EUの若者政策の第一目標は、若者の自立の権利を保障することにあつたが、自立の最終的目標は、親から自立して自分自身の生活を築くことができるようになること、そして社会の完全なシティズンシップを取得することである。そして成人期への移行の目標は「自立すること」であり、自立の達成を若者の権利として位置づけているのである。具体的には、雇用、教育、職業訓練、社会的包摂 (social inclusion) を進め、社会的排除 (social exclusion) を防止することが意図されている。

保障、住宅などの政策が若者政策の柱を成している。

これらの若者政策の真髓にある若者観と照らしあわせた時、日本の特徴が見えてくる。日本では新規一括採用制度によって、学校から「会社」へとストレートに移行することで一人前になるという社会システムが、一九九〇年代中盤まで機能してきた。近年、このシステムの弱体化とともになつて、自立の責任がもっぱら親と本人に課されつつある。すなわち、経済的に自立できるまでの扶養、安定した職業に就くまでの試行錯誤にかかる負担の家庭内部化、そして失敗の自己責任化が進行している。その結果、もつとも大きなリスクを負うのは、先進諸国で社会的排除に陥りやすいとされている類型（低学歴、貧困、移民、障害者、経済衰退地帯の若者）と一致する。

EU諸国における議論と日本とを比較した時、日本の特徴と思われるのは「普通の若者たち」の弱体化がより大きい問題と認識されていることである。このこととも関係して、世間一般の関心は若者の主体性の問題（意欲や労働觀や自立意識の弱体化）に向けられる傾向が強い。こうした認識は、「根性のたたきなおし」などの精神論に容易に行き着く危険性があり、依存性の強い若者世代が形成された社会・文化的構造と経済構造の両面で、重要な問題が無視されかねない。

若者の弱体化は、家庭・学校・地域その他のにおいて、若者の参画がなおざりにされ、若者の役割喪失が進行してきた結果であることを認識する必要がある。若者が社会においていかなる影響力ももてない状況が、自信や自尊感情を剥奪し、無力感を生む原因となっている。

日本においても、一九九〇年代の終わりから二〇〇〇年代前半には、矢継ぎ早に若者政策が生ま

れた。「豊かで平和な時代に生まれ育った若者の意気地のなさへの批判」という傾向を根強くもちながらも、若者の職業的自立支援を重要な政策課題として位置づけようという動きが本格化している。若者の職業的自立支援を、国家政策として位置づける姿勢が明確になったことは、日本の若者政策が大きな転換期にあることを示している。しかし、職業的自立支援と若者の社会参画とが、車の両輪として位置づけられてはいない点に、日本の若者政策の限界がある。単なる雇用対策を脱して、シティズンシップ政策の面をも持つことで、若者政策は包括的総合的な政策へと高まるはずである。そのためには、ポスト工業化時代における若者の実態を総合的に把握し、それを踏まえた新しい若者観を共有する」ことが必要と思われる。

#### 参考文献

- コールマン・J・ハニカム 1999 「青年期の本質」 白井利明訳、ミネルヴァ書房  
ステファン・クーン 1999 「家族に何が起きているのか」 間村ひとみ訳、筑摩書房  
宮本みち子 1999 「若者が『社会的弱者』に転落する」 洋泉社  
—— 1995 「先進国における成人期への移行の実態——イギリスの例から」 「教育社会学研究」 第七六集  
Commission of the European Communities, 2001, European Commission White Paper: A New Impetus for European Youth.  
National Board for Youth Affairs, 1999, The Winding Road to Adulthood.  
National Board for Youth Affairs, 1999, National Report on Youth Policy.